

(2) 幼稚園又は小学校教諭の上級免許状を取得する方法

ア 幼稚園教諭一種免許状→幼稚園教諭専修免許状

幼稚園教諭一種免許状を有する者が、幼稚園教諭専修免許状の授与を受けようとする場合は、次の表に定めるところにより、在職年数を満たし、単位を修得しなければなりません。(別表第3)

基礎資格	在職年数及び単位数	最低在職年数	最低修得単位数
	教科又は教職に関する科目		
幼稚園教諭一種免許状を有する者		3	15

備 考

- 1 最低在職年数とは、幼稚園教諭一種免許状を取得した後に、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の教員、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は講師（幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む。）として良好な成績で勤務した年数である。
- 2 最低修得単位数は、幼稚園教諭一種免許状を取得した後、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

イ 幼稚園教諭二種免許状→幼稚園教諭一種免許状

幼稚園教諭二種免許状を有する者が、幼稚園教諭一種免許状の授与を受けようとする場合は、次の表に定めるところにより、在職年数を満たし、単位を修得しなければなりません。(別表第3)

在職年数及び単位数 基礎資格		最低在職年数	最低修得単位数						
			教科に関する科目	教職に関する科目			計	教科又は教職に関する科目	合計
				第三欄	第四欄				
				教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目			
幼稚園教諭二種免許状を有する者	ア	5	4	4以上	2以上の事項を含み12以上	2以上	20	6	45
		6	4				19	5	40
		7	3	3以上	2以上の事項を含み8以上		17	5	35
		8	3				15	4	30
		9	2				13	4	25
		10	2	2以上	2以上の事項を含み4以上		11	3	20
	11	1	9			3	15		
	12	1	1以上	1以上	7	2	10		
	イ	3	2	2以上	2以上の事項を含み6以上	2以上	12	6	25
		4	2				10	5	20
		5	1	1以上	2以上の事項を含み4以上以上	1以上	8	4	15
		6	1				7	2	10

備 考

- 1 基礎資格のイは、「大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者」であり、アは、イ以外の者である。
- 2 在職年数とは、幼稚園教諭二種免許状を取得した後に、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の教員、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は講師（幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む。）として良好な成績で勤務した年数であるが、最低在職年数を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職にあった年数を通算することができる。
- 3 最低修得単位数は、幼稚園教諭二種免許状を取得した後に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。
- 4 「教科に関する科目」は、小学校の教科に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち、1以上の科目について単位を修得するものとする。
- 5 「教職に関する科目」に含めることが必要な事項は以下のとおり。最低修得単位数の欄に、「2以上の事項を含み…」と記載されているもの以外は、1以上の事項の単位修得で足りる。

教職に関する科目		各科目に含めることが必要な事項
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法
		保育内容の指導法
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解の理論及び方法
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法

- 6 「教科又は教職に関する科目」は、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち、1以上の科目について単位を修得するものとする。

ウ 幼稚園助教諭免許状→幼稚園教諭二種免許状

幼稚園助教諭免許状を有する者が、幼稚園教諭二種免許状の授与を受けようとする場合は、次の表に定めるところにより、在職年数を満たし、単位を修得しなければなりません（別表第3）

在職年数及び単位数  基礎資格	最低在職年数	最低修得単位数						合計	
		教科に関する科目	教職に関する科目						計
			第三欄	第四欄		第六欄	第二欄		
			教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教職実践演習	教職の意義等に関する科目		
幼稚園助教諭免許状を有する者	6	5	4以上	3つの事項を含み12以上	6以上		30	45	
	7	4					27	40	
	8	4					24	35	
	9	3	3以上	2以上の事項を含み8以上	4以上		21	30	
	10	3					18	25	
	11	2					15	20	
	12	2	2以上	2以上の事項を含み4以上	2以上		12	15	
	13	1					9	10	

備 考

- 1 在職年数とは、幼稚園助教諭免許状を取得した後に、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の教員、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は講師（幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む。）として良好な成績で勤務した年数であるが、最低在職年数を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職にあった年数を通算することができる。
- 2 最低修得単位数は、幼稚園助教諭免許状を取得した後に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。
- 3 「教科に関する科目」は、小学校の教科に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち、1以上の科目について単位を修得するものとする。
- 4 「教職に関する科目」に含めることが必要な事項は以下のとおり。最低修得単位数の欄に、「〇〇の事項を含み…」と記載されているもの以外は、1以上の事項の単位修得で足りる。

	教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法 保育内容の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
第六欄	教職実践演習	
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）
		進路選択に資する各種の機会の提供等

エ 小学校教諭一種免許状→小学校教諭専修免許状

小学校教諭一種免許状を有する者が、小学校教諭専修免許状の授与を受けようとする場合は、次の表に定めるところにより、在職年数を満たし、単位を修得しなければなりません。（別表第3）

基礎資格	在職年数及び単位数	最低在職年数	最低修得単位数
	教科又は教職に関する科目		
小学校教諭一種免許状を有する者		3	15

備 考

- 1 最低在職年数とは、小学校教諭一種免許状を取得した後に、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の教員、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数である。
- 2 最低修得単位数は、小学校教諭一種免許状を取得した後に、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

オ 小学校教諭二種免許状→小学校教諭一種免許状

小学校教諭二種免許状を有する者が、小学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合は、次の表に定めるところにより、在職年数を満たし、単位を修得しなければなりません。(別表第3)

在職年数及び 単位数	最低在職年数	最低修得単位数							教科又は 教諭に関する科目	合計	
		教科に関する科目	教諭に関する科目				計				
			第三欄	第四欄		第六欄					第二欄
			教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教諭実践演習					教諭の意義等に関する科目
基礎資格											
小学校教諭二種免許状を有する者	ア	5	4	4以上	3以上の事項を含み10以上	4以上		21	5	45	
		6	4					19	5	40	
		7	3	3以上	2以上の事項を含み8以上	3以上		17	4	35	
		8	3					15	4	30	
		9	2	2以上	2以上の事項を含み6以上	2以上		13	3	25	
		10	2					11	3	20	
	11	1	1	4以上	1	/		9	2	15	
	12	1			7			2	10		
	イ	3	2	2以上	2以上の事項を含み6以上	2以上		13	5	25	
		4	2					11	4	20	
		5	1	1	4以上	1	/		9	3	15
		6	1						7	2	10

備考

- 1 基礎資格のイは、「大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者」であり、アは、イ以外の者である。
- 2 在職年数とは、小学校教諭二種免許状を取得した後に、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の教員、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数であるが、最低在職年数を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職にあった年数を通算することができる。
- 3 最低修得単位数は、小学校教諭二種免許状を取得した後に、大学の認定講習等において修得するものとする。
- 4 「教科に関する科目」は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科に関する科目のうち、1以上の科目について単位を修得するものとする。
- 5 「教職に関する科目」に含めることが必要な事項は以下のとおり。最低修得単位数の欄に、「○以上の事項を含み…」と記載されているもの以外は、1以上の事項の単位修得で足りる。

教職に関する科目		各科目に含めることが必要な事項
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法
		各教科の指導法
		道徳の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
第六欄	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
		進路指導の理論及び方法
第二欄	教職実践演習	
		教職の意義等に関する科目
		教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等

- 6 「教科又は教職に関する科目」は、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち、1以上の科目について単位を修得するものとする。
- 7 小学校教諭二種免許状を有し、教育職員に任命（雇用）された日から起算して12年を経過した者で、免許管理者（福岡県教育委員会）から指定を受けた者は、当該12年を経過した日から3年間で、小学校教諭一種免許状を取得しなければならない（取得できない場合、アの者は45単位に、イの者は25単位に、最低修得単位数が復元する。）。



カ 小学校助教諭免許状→小学校教諭二種免許状

小学校助教諭免許状を有する者が、小学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合は、次の表に定めるところにより、在職年数を満たし、単位を修得しなければなりません。(別表第3)

在職年数及び 単位数	最低在職年数	最低修得単位数							教科又は 教職に関する科目	合計	
		教科に関する科目	教職に関する科目				計				
			第三欄	第四欄		第六欄					第二欄
			教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教職実践演習					教職の意義等に関する科目
基礎資格											
小学校助教諭免許状を有する者	6	4	4以上	3以上の事項を含み14以上	8以上	29	2	45			
	7	4				26	2	40			
	8	3	3以上	3以上の事項を含み11以上	6以上	23	2	35			
	9	3				20	2	30			
	10	2	2以上	2以上の事項を含み8以上	4以上	17	1	25			
	11	2				14	1	20			
	12	1	1以上	4以上	2以上	11	1	15			
	13	1				8	1	10			

備考

- 1 在職年数とは、小学校助教諭免許状を取得した後に、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の教員、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数であるが、最低在職年数を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職にあった年数を通算することができる。
- 2 最低修得単位数は、小学校助教諭免許状を取得した後に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。
- 3 「教科に関する科目」は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科に関する科目のうち、1以上の科目について単位を修得するものとする。
- 4 「教職に関する科目」に含めることが必要な事項は以下のとおり。最低修得単位数の欄に、「○以上の事項を含み…」と記載されているもの以外は、1以上の事項の単位修得で足りる。

	教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法 各教科の指導法 道徳の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導の理論及び方法
第六欄	教職実践演習	
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）
		進路選択に資する各種の機会の提供等

- 5 「教科又は教職に関する科目」は、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち、1以上の科目について単位を修得するものとする。

キ 小学校教諭特別免許状→小学校教諭専修免許状

小学校教諭特別免許状を有する者が、小学校教諭専修免許状の授与を受けようとする場合は、次の表に定めるところにより、在職年数を満たし、単位を修得しなければなりません。(別表第3)

在職年数及び単位数  基礎資格	最低在職年数	最低修得単位数						
		教職に関する科目				計	教科又は教職に関する科目	合計
		第三欄	第四欄					
		教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目				
小学校教諭特別免許状を有する者	3	6以上	各教科の指導法について、それぞれ2以上	4以上	26	15	41	

備 考

- 1 最低在職年数とは、小学校教諭特別免許状を取得した後に、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の教員、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数である。
- 2 最低修得単位数は、小学校教諭特別免許状を取得した後に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。ただし、「教科又は教職に関する科目」は、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。
- 3 「教職に関する科目」のうち、教育の基礎理論に関する科目並びに生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目に含めることが必要な事項は以下のとおりであるが、1以上の事項の単位修得で足りる。

教職に関する科目		各科目に含めることが必要な事項
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
第四欄	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導の理論及び方法

- 4 「教職に関する科目」のうち、教育課程及び指導法に関する科目の各教科の指導法については、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科の指導法のうち、当該小学校教諭特別免許状の教科以外の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上修得するものとする。

ク 小学校教諭特別免許状→小学校教諭一種免許状

小学校教諭特別免許状を有する者が、小学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合は、次の表に定めるところにより、在職年数を満たし、単位を修得しなければなりません。(別表第3)

在職年数及び単位数	最低在職年数	最低修得単位数			
		教職に関する科目			
		第三欄	第四欄		合計
基礎資格		教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	
小学校教諭特別免許状を有する者	3	6以上	各教科の指導法について、それぞれ2以上	4以上	26

備考

- 1 最低在職年数とは、小学校教諭特別免許状を取得した後に、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の教員、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数である。
- 2 最低修得単位数は、小学校教諭特別免許状を取得した後に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。
- 3 「教職に関する科目」のうち、教育の基礎理論に関する科目並びに生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目に含めることが必要な事項は以下のとおりであるが、1以上の事項の単位修得で足りる。

教職に関する科目		各科目に含めることが必要な事項
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
		生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導の理論及び方法
第四欄	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	

- 4 「教職に関する科目」のうち、教育課程及び指導法に関する科目の各教科の指導法については、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科の指導法のうち、有している小学校教諭特別免許状の教科以外の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上修得するものとする。